

裁判所をかたる封書に要注意！

「東京簡易裁判所」をかたった封書が自宅に郵送されたとの相談が、県内市町相談窓口、県センターに寄せられています。県内で引き続き、同様の封書が郵送されてくる恐れがありますので十分注意してください。

【封筒の特徴】

- ・横型・切手貼付・表面に「重要」「親展」の印有り
- ・差出人は「東京簡易裁判所」となっています。
- ・中身はA4サイズ1枚で、内容は「訴訟通告」の印が押され、「訴訟着手発付通知」などと書かれています。

このような封書が届いても、記載された電話番号には絶対に連絡してはいけません。連絡すると根拠のない多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせることになるので絶対に連絡してはいけません。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

